

令和 7 年度県産ブランド和牛の新規輸出国等開拓支援業務委託
企画提案コンペ仕様書

1 委託の目的

米国関税措置等をはじめとした、昨今の世界情勢のめまぐるしい変化に対応すべく、他産地に先行して市場参入を行うことが出来る国をターゲットとして、さらなる販路拡大と輸出の定着を図るとともに、県産ブランド和牛の認知度向上や輸出部位の偏りといった課題の解決を目指す。

2 委託事業名

令和 7 年度県産ブランド和牛の新規輸出国等開拓支援業務委託

3 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 2 7 日（金）まで

4 委託内容

（1）業務の内容

- ・他産地の輸出実績が少なく、先行して市場参入を行うことが出来る国^{※1} をターゲットとして、高級レストラン等の現地ユーザーが参加する試食会を 2 か国以上で開催し、県産ブランド和牛の歴史や魅力について説明するとともに、高級部位（ロイン系）以外のセカンダリーパーツ（非ロイン系）調理方法について効果的な手法により情報提供を行う。
- ・試食会の参加者に対して、県産ブランド和牛の評価、認知度、利用の可能性等に関するアンケート調査を行い、その結果をとりまとめる。なお、アンケートの内容は、協議会と調整のうえ決定する。
- ・三重県農林水産物・食品輸出促進協議会（以下協議会という。）と連携して、県産ブランド和牛の輸出に取り組んでいる県内事業者が試食会に参加するよう呼びかける。
- ・試食会およびアンケート調査の結果を踏まえ、成果や課題を整理し、県産ブランド和牛の輸出拡大に向けた今後の方向性について報告する。なお。報告書には現地の運営状況・商談状況等が分かる写真を添付すること。

※1 2024 年の牛肉輸出金額上位 10 か国・地域（米国、台湾、香港、EU、カンボジア、タイ、シンガポール、マレーシア、ベトナム、マカオ）を除く国。

ただし、台湾向け牛肉輸出の月例制限（30 か月齢未満）が 2025 年 5 月 22 日に撤廃されたことに伴い、輸出が可能となった松阪牛に限り、台湾をターゲットとして認める。

（2）委託条件

- ・本業務で取り扱う県産ブランド和牛は松阪牛、伊賀牛、みえ黒毛和牛のいずれかとすること。
- ・試食会は事前予約制とし、事前告知等により県産ブランド和牛に関心を持つ高

級レストラン等の現地ユーザー等を概ね10社以上集めること。

- ・試食会には通訳（1名以上）を配置すること。なお、通訳は事務局が兼務することを可とする。

- ・試食会で使用する県産ブランド和牛（牛肉）を調達し、セカンダリーパーツの使用を含む料理を3品以上提供すること。なお、使用する当該牛肉代金等、試食提供に必要な経費は見積積算に含めることができる。

- ・試食会の準備日および当日の運営を行うこと。

- ・契約後に、業務を遂行していくうえで必要となる新たな経費や調整事項が発生した場合には、その都度協議会と事前協議することができるものとし、協議会がその必要性を認めた場合のみ、契約内容を追加、変更できるものとする。

5 業務実施上の条件

- （1）当該業務を行う主たる拠点（事務所等）を日本国内に有するとともに、海外市場にかかる情報収集や輸出入支援実務を円滑に実施できる体制があること。

- （2）協議会及び県内畜産事業者との緊密な連携のもと業務が遂行できること。

- （3）業務上知り得た個人情報や企業情報について、他者に漏らさないこと。また、他の目的に使用しないこと。

- （4）事業遂行のため作成する資料、催事用資材等の作成、及び催事等の内容決定、運営方法等については、逐一協議会と協議のうえ実施すること。

- （5）原則として、業務上の成果品に係る著作権は協議会に帰属すること。また、受託者に著作権が留保される場合であっても、協議会、もしくは三重県が業務遂行に必要な限りにおいて、自由に成果品を利用できることとする。

- （6）委託料には、業務に係る経費（人件費、旅費、通信運搬費、賃借料、使用料、消耗品費、広報宣伝費、翻訳費、手数料等）の一切を含むこと。

- （7）受託者が必要と認める場合には、協議会が事前承認したうえで業務の一部を再委託できるものとする。

- （8）その他、本委託業務の遂行に関する詳細な事項、疑義が生じた事項等に関しては、誠意をもって最善かつ的確な対応に努めること。

- （9）受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。

- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

- ウ 委託者に報告すること。

- エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、受託者と協議を行うこと。

- （10）受託者が（9）のイ又はウ、エの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定、並びに三重県物件関係落札資格停止要綱を準用し、落札停止等の措置を講ずること。

- （11）当該案件については、年度途中において契約期間の変更が生じる場合がある。

6 担当部局

三重県農林水産物・食品輸出促進協議会畜産部会 事務局

三重県農林水産部畜産課 担当 岡本、須田

電話：059-224-2512 FAX：059-223-1120

E-mail tikusan@pref.mie.lg.jp